

## さいたま市都市再生整備計画事後評価委員会設置要綱

### (設置)

第1条 社会資本整備総合交付金交付要綱第10第1項の規定に基づき都市再生整備計画事業の交付期間終了時に行う評価について意見を聴取するため、さいたま市都市再生整備計画事後評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (組織)

第2条 委員会は、委員5人以内をもって組織する。

2 委員は次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体の代表者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

### (任期)

第3条 委員の任期は、委嘱の日からその日の属する年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (委員長)

第4条 委員長は、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

### (会議)

第5条 委員長は、会議を招集し、その議長となる。

2 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、出席を求めて意見を聴くことができる。

3 委員会の会議は、原則として公開とする。

### (庶務)

第6条 委員会の庶務は、都市局まちづくり推進部において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年9月15日から施行する。